

渋谷区宮下公園運動施設管理条例

(趣旨)

第一条 この条例は、渋谷区立宮下公園の運動施設（以下「運動施設」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第二条 運動施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
渋谷区宮下公園運動施設	東京都渋谷区神宮前六丁目二〇番一〇号

2 運動施設は、フットサル場、クライミングウォール及びスケート場とする。

(開場時間)

第三条 運動施設の開場時間は、午前九時から午後十時までとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休場日)

第四条 運動施設の休場日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日とする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

(使用の手続)

第五条 運動施設を使用しようとするものは、区長の承認を受けなければならない。

(使用できるものの範囲)

第六条 フットサル場を使用しようとするものは、事前に団体登録を行わなければならない。ただし、区長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項の団体登録ができるのは、次の各号に掲げる者を主な構成員とする団体とする。

- 一 区内に住所を有する者
- 二 区内の事業所又は事務所に勤務する者

三 区内の学校に在学する者

(使用の不承認)

第七条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しない。

- 一 秩序を乱すおそれがあるとき。
- 二 営利を目的として使用するとき。
- 三 その他管理上支障があるとき。

(使用料)

第八条 運動施設の使用料は、別表第一から別表第三までに定めるとおりとする。

2 使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、使用料を前納しなければならぬ。

(使用料の不還付)

第九条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めたと

きは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の免除)

第十条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。

- 一 区が使用するとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第十一条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止行為)

第十二条 使用者は、次の行為をしてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受け

たときは、この限りでない。

- 一 運動施設に特別の設備又は変更を加えること。
- 二 広告物を掲げること。

三 物品を販売すること。

四 その他管理上支障がある行為をすること。

(使用承認の取消し等)

第十三条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。

一 使用目的又は使用条件に違反したとき。

二 この条例に違反し、又は区長の指示に従わないとき。

三 その他管理上支障が生じたとき。

(原状回復義務)

第十四条 使用者は、運動施設の使用を終了したとき又は前条の規定により使用の承認を取り消されたとき若しくは使用を停止されたときは、直ちに運動施設を原状に回復しなければならぬ。

(損害賠償)

第十五条 使用者は、運動施設に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ないと認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第十六条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、区規則で定める日から施行する。
- 2 運動施設の使用に関して必要な手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第一 (第八条関係)

施設の種類 フットサル場 (一面)	使用区分	
	夜間三部 午後七時から午後八時まで	七、〇〇〇円
夜間四部 午後八時から午後九時まで	七、〇〇〇円	
夜間五部 午後九時から午後十時まで	七、〇〇〇円	

施設の種類 フットサル場 (一面)	使用区分	
	午後三部 午後二時から午後三時まで	五、〇〇〇円
午後四部 午後三時から午後四時まで	五、〇〇〇円	
午後五部 午後四時から午後五時まで	五、〇〇〇円	
夜間一部 午後五時から午後六時まで	六、〇〇〇円	
夜間二部 午後六時から午後七時まで	六、〇〇〇円	

施設の種類 フットサル場 (一面)	使用区分	
	午前一部 午前九時から午前十時まで	四、〇〇〇円
午前二部 午前十時から午前十一時まで	四、〇〇〇円	
午前三部 午前十一時から正午まで	四、〇〇〇円	
午後一部 正午から午後一時まで	四、〇〇〇円	
午後二部 午後一時から午後二時まで	五、〇〇〇円	

別表第二（第八条関係）

施設の種別	使用時間	使用単位	使用料	
			一般	小中学生
クライミングウォール	午前九時から午後十時まで	二時間	三五〇円	一〇〇円
スケート場	午前九時から午後十時まで	二時間	二〇〇円	一〇〇円

備考

- 一 学齢に達しない者は、無料とする。
- 二 一般とは、小中学校の児童生徒以外の者をいう。
- 三 使用単位を超えて使用する場合の使用料は、超過時間一時間（一時間未満の時間は、一時間とする。）につき、本表使用料の二分の一相当額とする。

別表第三（第八条関係）

フットサル場	施設の種別
三十分	使用単位
一五〇円	照明設備使用料
三十分未満の時間は、三十分とする。	備考

(説明)

区立宮下公園に運動施設を設置するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。